

太良町いのちを守る自殺対策行動計画

～誰も孤独感に追い込まれることのない

つながりある町を目指して～

令和 6 年 3 月

佐賀県太良町

目次

第1章 計画見直しの趣旨

1 趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	3

第2章 太良町における自殺の特徴

1 年間自殺者数及び自殺死亡率の年次推移	4
2 男女別自殺者数の推移	5
3 男女別・年齢別死亡状況	6
4 自殺者数の比較（町・県・全国）	7
5 優先されるべき対象群	9

第3章 これまでの取組

1 太良町のこれまでの主な取組	11
-----------------	----

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1) 基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化	13
2. 自殺対策を支える人材の育成	14
3. 住民への啓発と周知	14
4. 生きることの促進要因への支援	15
5. 高齢者への支援	15

2) 重点施策

1. 子ども・若者への支援	16
2. 無職者・失業者・生活困窮者支援	17

対策の評価	19
-------	----

相談窓口一覧	20
--------	----

第1章 計画見直しの趣旨

1 趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に『自殺対策基本法』（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率18.5）は主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で積みあがっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、『自殺対策基本法』が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされたことから、当町は、平成30年度に「自殺対策行動計画」を策定し取り組んできました。

今回、政府が推進すべき自殺対策指針として策定している「自殺総合対策大綱」の5年に1度の見直しが行われたことに合わせて、太良町自殺対策計画の中間見直しを行いました。本計画の実行を通して「誰も孤独感に追い込まれることのないつながりある町」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画では、『自殺対策基本法』に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定しているものです。また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくために、本計画は「第5次太良町総合計画実施計画」や「第3次太良町健康増進計画及び食育推進計画」との整合を図ります。

自殺対策を総合的かつ計画的に推進していくためには、関係者が一体となって地域の特性に応じた施策を推進する必要があります。「いのち支える太良町自殺対策行動計画」には庁内の関係部局が幅広く参画し、行政全体として自殺対策を推進していきます。

※本計画は、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標「SDGs」のうち「3 すべての人に健康と福祉を」の達成に向けて取り組みます。



3 計画の期間

2018年度～2027年度の10年間とします。また、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、国の政策と連携する必要があることから、令和4年度に自殺総合対策大綱及び佐賀県自殺対策計画が見直されたことから、本計画も見直しを行いました。

4 計画の数値目標

町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も孤独感に追い込まれることのないつながりある町」です。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているかといった、取り組みの成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

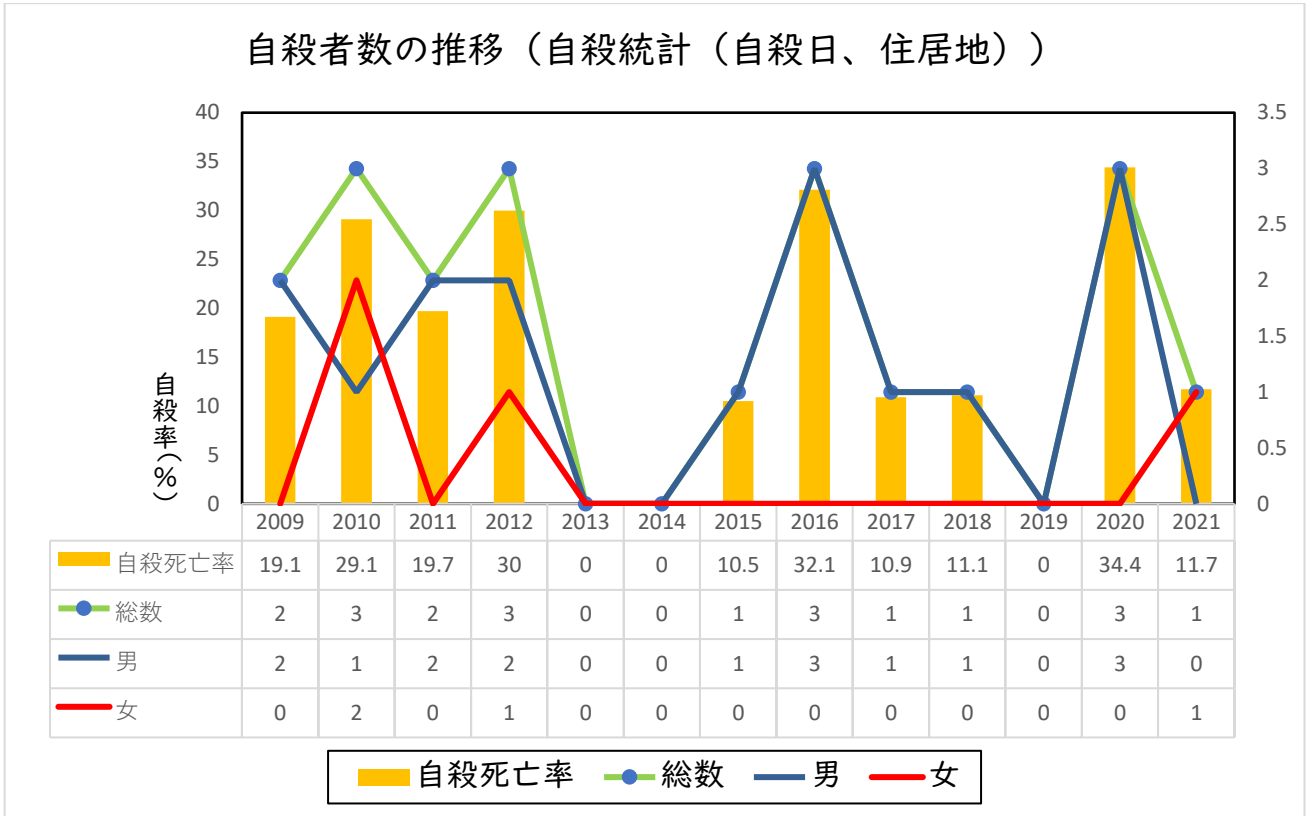
「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標と定めています。太良町は、引き続き、自殺対策を講じながら自殺死亡率（自殺者数）の減少を目指していきます。

自殺率（自殺者数）の目標

国	<u>2015年（平成27年）</u>	<u>2026年（令和8年）</u>
	18.5%	13.0%以下
佐賀県	<u>2016年（平成28年）</u>	<u>2027年（令和9年）</u>
	15.4%	10.7%
太良町	<u>2016年（平成28年）</u>	<u>2027年（令和9年）</u>
	32.1%（3人）	17.0%以下（1人以下） ※2017～2021年の平均

第2章 太良町における自殺の特徴

1 年間自殺者数及び自殺死亡率の年次推移

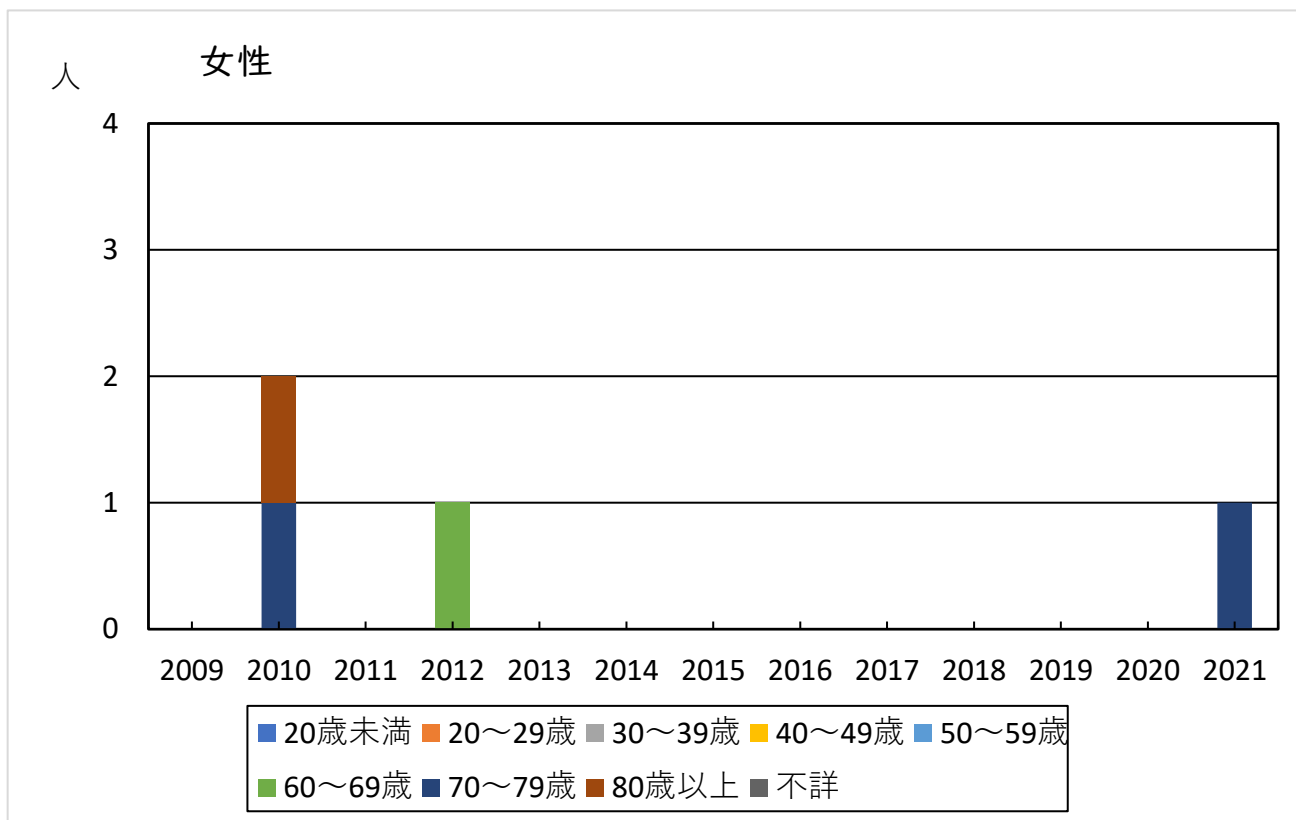
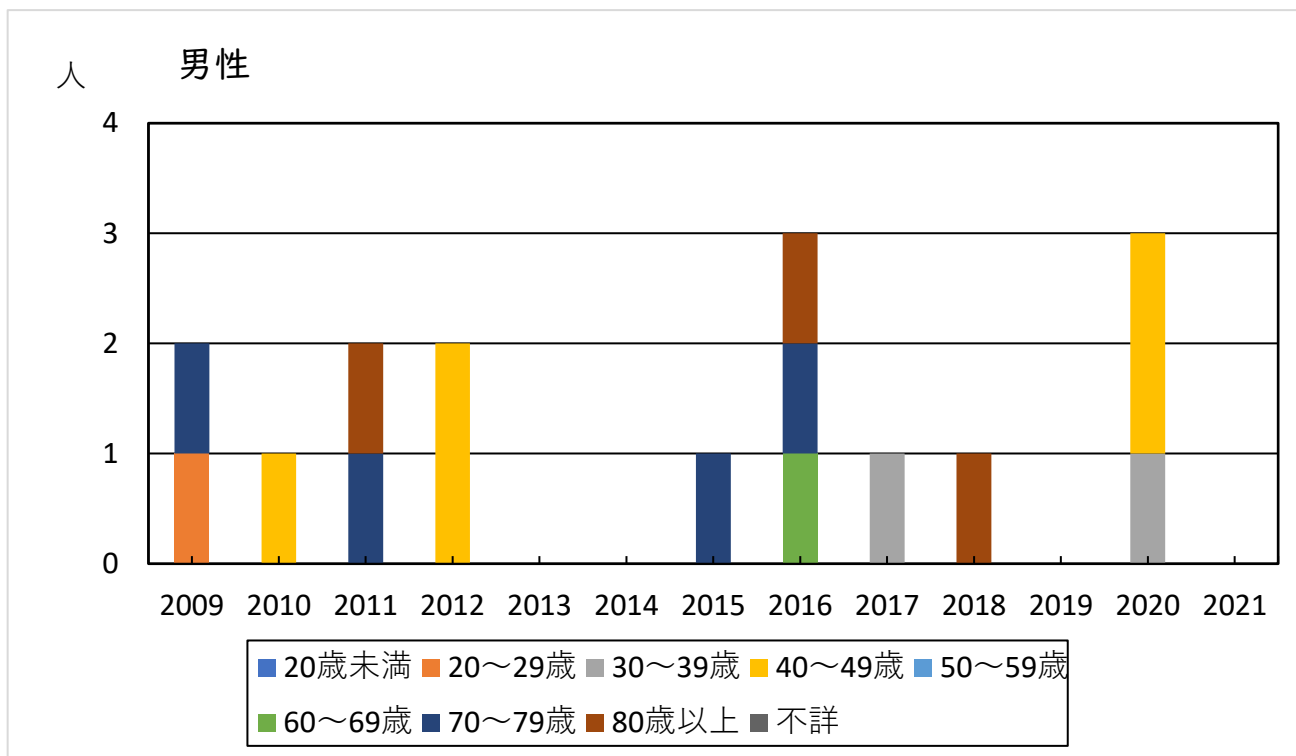


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2009年～2021年の13年間に自殺で亡くなった太良町民は20人(平均2人/年)。自殺死亡率は、高い年で34.4%である。

2 男女別自殺者数の推移

資料：地域自殺実態プロフィール 2022 追加資料Ⅰ (JSCP2022)

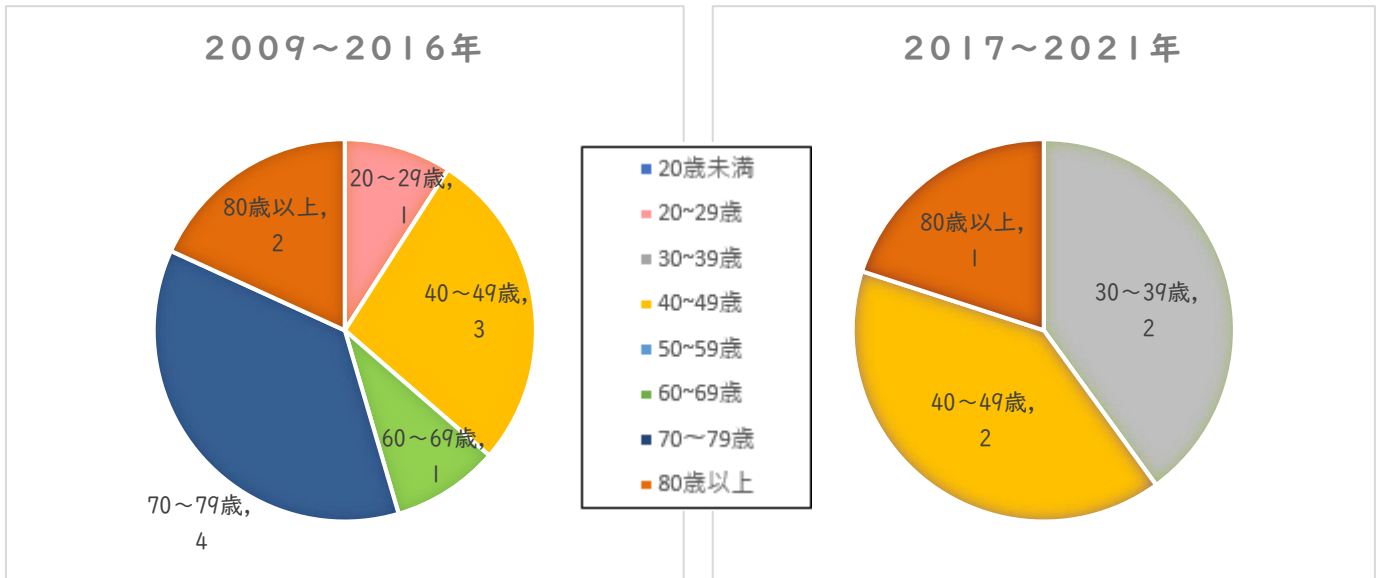


男性の方が女性よりも多い

3 男女別・年齢別死亡状況 (2009～2016年→2017～2021年)

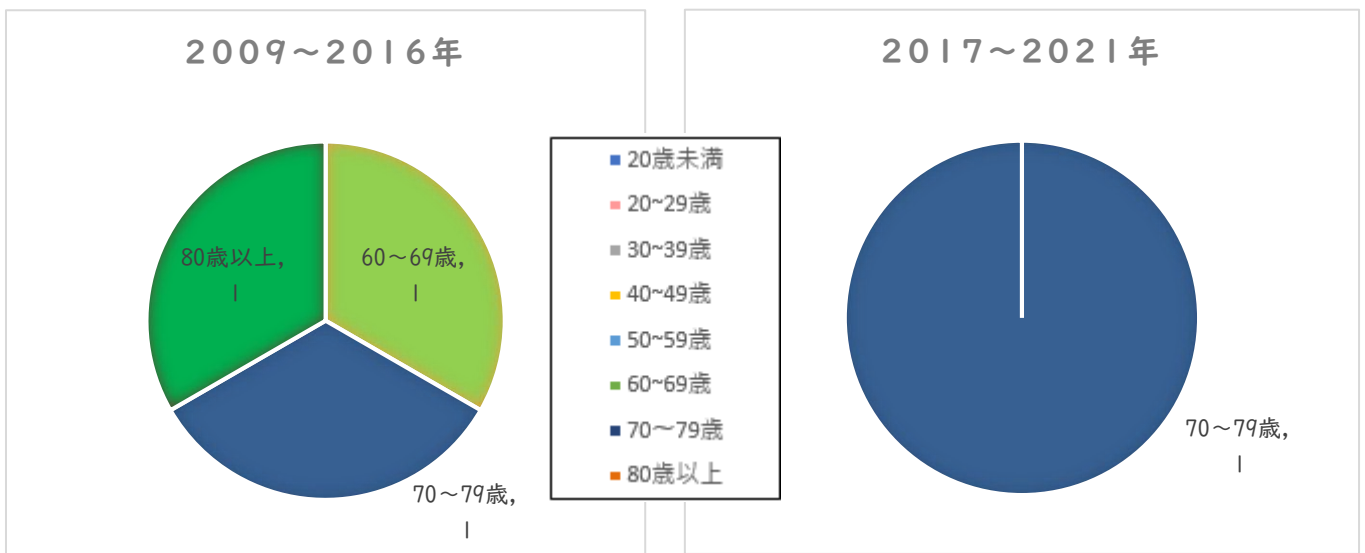
資料:地域自殺実態プロファイル2022追加資料I(JSCP2022)

男性



男性は、2009～2016年は、20代40代60代70代80歳以上で自殺者がいて、70代が多い。2017年以降は、これまでいなかった30代の自殺者がでてきている。

女性

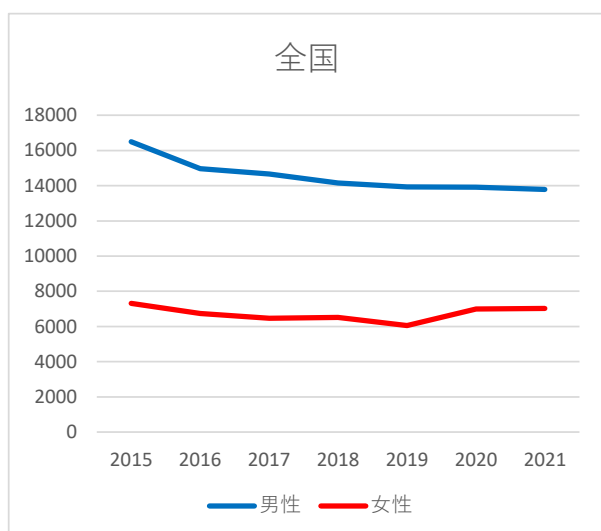
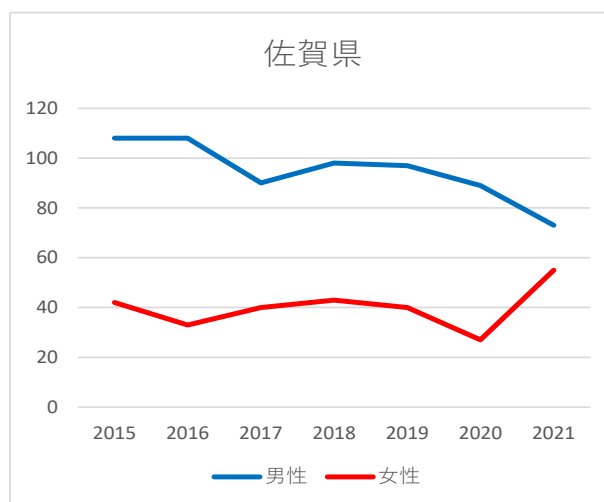
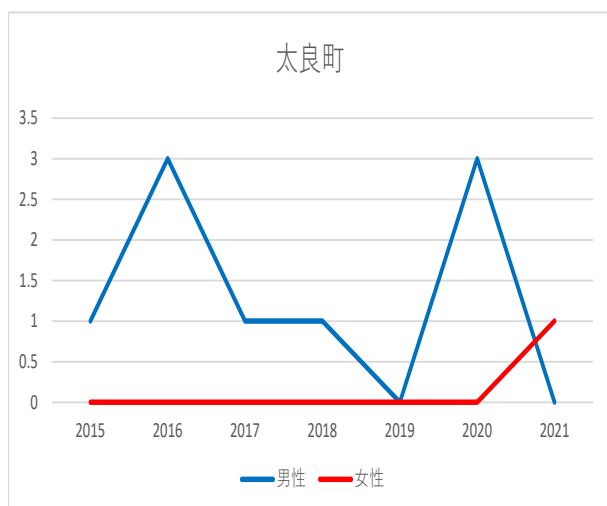


女性の自殺者は、60歳以上の者が占める。

4 自殺者数の比較（町・県・全国）

資料：地域自殺実態プロファイル 2022 追加資料 3（JSCP 2022）

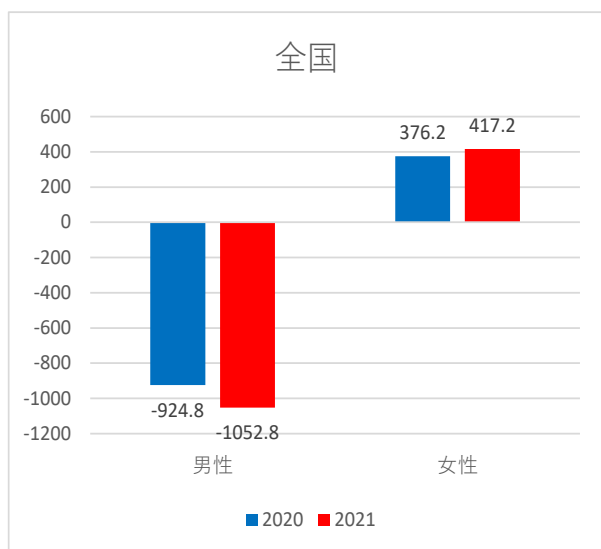
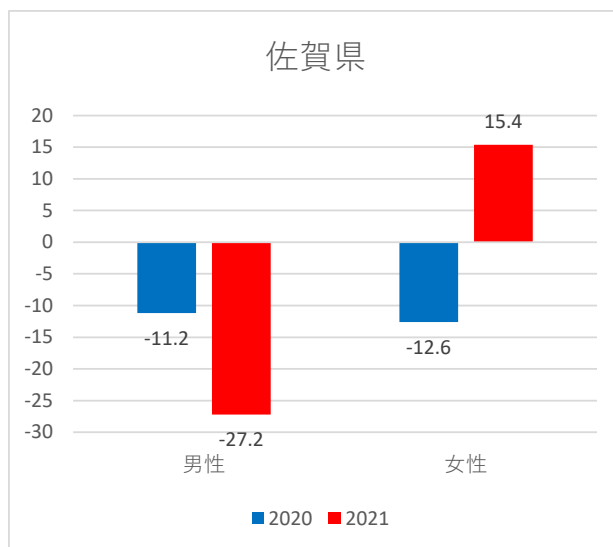
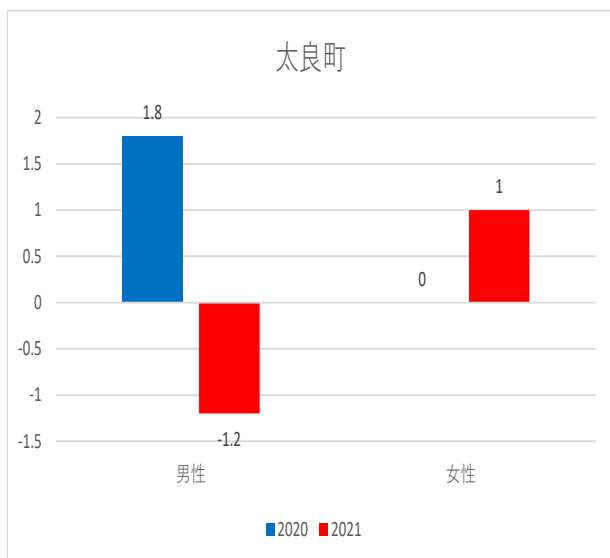
1) 自殺者数の比較



全国では、2020年からゆるやかに女性の自殺者数が増加しており、県、町では、2021年に女性の自殺者が増加している。

2) コロナウイルス感染症拡大前の5年間（2015年から2019年まで）の自殺者数の平均との差

※平均との比較であるため、整数とならない場合がある。



太良町では、2020年の男性及び2021年女性が、コロナ感染症拡大前と比較し、増加傾向にある。

県では、2021年において女性の自殺者数の増加がみられる。

全国的には2020年、2021年において女性の自殺者数の増加がみられる。

5 優先されるべき対象群

2017年～2021年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、太良町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されました。
 ※自殺の背景については「自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている」ことを前提としています。

自殺者の特性上位5区分	背景にある主な自殺の危機経路※
1位:男性 20～39歳無職同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
2位:男性 40～59歳有職同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上無職独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性 60歳以上有職同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(特別集計:自殺日・住居地)
 当町は上位4位まで示されている

■資料編

参考表1 生活状況別にみた背景にある主な自殺の危機経路(例)

生活状況			背景にある主な自殺の危機経路(例)
男性	20～39歳	同居	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
		有職 独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
		独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺

女性	40 ～ 59 歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	60 歳 以上	有職	同居	① 【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ② 【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
			独居	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
			独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
	20 ～ 39 歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	① 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ② 仕事の悩み→うつ状態→休職/復職の悩み→自殺
		無職	同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	① 【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ② 【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
40 ～ 59 歳		有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
60 歳 以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺	
		独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺	
	無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺	
		独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺	

※背景にある主な自殺の危機経路はライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考にしている。自殺者の生活状況別に見て代表的と考えられる経路の一例であり、記載の経路が唯一ではないことに留意

第3章 これまでの取組

1 太良町のこれまでの主な取組

太良町は、2019年3月に策定した『太良町いのちを守る自殺対策行動計画』に基づき、以下の対策を行ってきました。

(1) 地域や役場組織内におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、国、地方公共団体、町民等が連携して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

健康づくり対策を総合的に審議・検討し、住民の疾病予防や健康増進を図るため、毎年協議会を開催しました。(健康づくり推進協議会)

精神疾患の早期発見・治療と精神障害者等が在宅生活を維持し、地域で快適な生活を送れるよう個別の相談に応じ、必要な助言及び支援を行いました。(精神保健福祉相談)

また、臨床心理士による子育て相談・指導を実施し、子どもの発達に関する母親の負担や不安感の軽減を図りました。(3歳児等心理相談事業)

庁舎内において、1つの課で受けた相談内容が別の課の内容であった場合は断らず他課へ情報共有し、連携をしました。(庁内連携)

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期に「気づき」「声かけ」「つながる」ことが重要であり、そのための人材を育成する必要があります。自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家へつなぎ見守っていくという自殺対策を職員や民生委員等に行いました。(ゲートキーパー養成講座)

また、メンタル面での負担やリスクを軽減し、安全安心な職場環境を作るため職員向けの研修の機会をつくりました。(職員に対する研修の実施)

地域や地区組織等に出向き、また職員に対して認知症に対する正しい知識の普及と理解、地域による支援強化のため講座を開催しました。(認知症サポーター養成講座)

(3) 町民への啓発と知識の共有

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的な普及啓発が求められます。

年間を通して、集団健診等でストレスチェックリストや休養・ストレス解消等のチラシを配布し自己チェックを促したり、正しい知識の普及を行いました。(自殺予防対策普及啓発事業)

また、毎年、青少年育成町民大会を行い、町民の自殺対策に対する意識の向上を図りました。(青少年育成町民大会)

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、身体、精神的な健康だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることへの促進要因」を増やす取組を行うこととされています。

町直営で障害者総合相談窓口を設置し、障害に悩む方々から随時相談を受け、多様な関係機関と連携し、必要とされるサービスの受給に繋がりました。(障害者等総合相談)

高齢者の活動促進及び引きこもり等を防止するために、一般介護予防事業を定期的に開催しました。また、新たに音楽教室を始めるなど対象者のニーズに沿って事業を見直しました。(一般介護予防事業)

妊娠中・子育て中の不安を軽減するために、子育て世代包括支援センターを設置し妊娠期から切れ目のない支援に努めました。(母子保健事業)

(5) 若者への支援の強化

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、子どもたちが問題を抱えたときに、気軽に、本音を打ち明けられるよう相談窓口の周知をしました。

不登校の子どもやその家族、家庭状況に配慮し、学校関係者、スクールカウンセラーや専門相談員が相談に応じました。(教育相談連絡協議会)

成人を迎える若者に対して対面相談のみならず電話・チャット・LINE等手軽に相談できる窓口一覧を配付しました。(成人式での啓発)

(6) 高齢者への支援の強化

高齢者の自殺については、閉じこもりやうつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

地域の高齢者が抱える問題に自殺対策の視点も加え個別支援の充実をはかり多職種で連携体制や社会基盤の整備に取り組みました。(地域ケア会議)

また、地域包括支援センター、社会福祉協議会、町内の居宅支援事業3か所にて、介護や高齢者に関する総合相談を実施し、当事者やご家族からのあらゆる相談を受け、不安や悩みの解消に努めました。(総合相談)

認知症カフェを開始し、認知症に対する正しい知識の普及と当事者や家族が住み慣れた地域で快適に暮らすことができるよう支援を行いました。(認知症総合支援事業)

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1) 基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化

取組	内容	関係課
精神保健福祉相談の実施 ※新（一部内容改め）	気分が落ち込む、眠れない、不安が強い、引きこもりなどで悩まれる方やうつ病、精神疾患の当事者、家族、支援者等から日常生活における悩みや心配ごとに関する相談を精神科医が受けます。(月1回 要予約) また、随時保健師による個別相談を受け付け、必要に応じて他機関へ連携するなど支援を行います。	健康増進課
健康づくり推進協議会の開催	健康増進、疾病予防など健康づくり対策を総合的に審議検討し、住民の疾病予防、健康増進を図っていきます。(1~2回/年)	健康増進課
無料法律相談（弁護士）	権利・相続・親権・DVなど住民の法律に関わる心配事に弁護士が対応し解決へ導きます。(毎月)	総務課
無料遺言相続相談（行政書士）	住民の相続や遺言に関する相談に行政書士が対応し解決へ導きます。	総務課
杵藤地区自立支援協議会の開催	精神疾患に関する研修の実施、地域力の向上、知識の習得に努めます。	町民福祉課
※新 佐賀県精神保健福祉センターとの連携	定期的に行われているギャンブル依存症やひきこもり、薬物乱用・依存でお困りの家族を対象とした家族教室へつなぎ、孤立を防ぎます。	健康増進課
※新 「佐賀県ひきこもり地域支援センター」との連携	ひきこもりの方、家族支援のため、適宜ひきこもり支援センター等他機関と連携し、情報共有や新たな知識の更新に努めます。	健康増進課

2. 自殺対策を支える人材の育成

取組	内容	関係課
職員向けのメンタルヘルス研修会の開催	メンタル面での負担やリスクを軽減し、安全安心な職場環境を作るため研修会を実施します。また、メンタル不全発症者の職場復帰支援や関わり方を学び、自殺対策に関する認識を高めます。	総務課
ゲートキーパー養成講座の開催	地域住民と関わる機会のある民生委員、消防、保健推進員等へ養成講座を行い、身近な相談者としての対応方法を学ぶ機会をつくれます。	健康増進課
認知症サポーター養成講座の開催	社会福祉協議会と連携し、地域や地区活動に出向いたり、世界アルツハイマーデーなどのイベントと同時に講座を開催するなど、役場職員や児童・生徒など若者層を含むより多くの方が認知症サポーターになり認知症に対する正しい知識の普及と理解、地域による支援強化のための人材の養成に努めます。	地域包括支援センター

3. 住民への啓発と周知

取組	内容	関係課
自殺予防対策普及啓発事業	地域や地区組織に出向き、自殺予防に関する正しい知識の普及や定期的に行っている精神保健福祉相談をはじめさまざまな相談機関・相談方法の周知を図ります。	健康増進課
町報、ホームページによる広報活動	児童生徒の長期休暇時期に合わせて、自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に町報等を利用して啓発活動を行います。通年を通して、さまざまなイベント・相談窓口等を広く、わかりやすく住民にお知らせします。	健康増進課
青少年育成町民大会	毎年、青少年育成及び自殺予防をテーマに講師を招いて講演を行い、町民の意識の向上を図ります。	社会教育課 健康増進課

4. 生きることの促進要因への支援

取組	内容	関係課
※新 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後2か月児（里帰りの場合は3か月）のいる家庭に母子保健推進員が訪問し、出産後の新しい生活が始まり、慣れない育児、不規則な睡眠時間等、特に産後1か月は産後うつになりやすい時期であるため、母子の体調確認や相談支援を行います。	健康増進課
障害者等総合相談窓口	障害のある方やその家族等が生活をしていく上での困りごと等について相談を受けます。必要に応じ、庁内や外部の医療・保健・福祉・教育・就労などの関係機関と連携しながら、サポートを行っていきます。ヘルパーの手配や施設等への入所、訓練や就労に関する相談も受けます。	町民福祉課
母子家庭等医療費助成事業	支給対象者の申請（更新）時に、相談等支援により関係機関との連携を図り経済的な不安についての支援を行います。	町民福祉課
一般介護予防事業	対象者のニーズに沿って事業内容を検討し高齢者の活動促進及び引きこもり等を防止するために、一般介護予防事業を定期的を開催します。	地域包括支援センター
※新 副教材の支給	小中学校における副教材を、全児童生徒に町から支給します。	学校教育課

5. 高齢者への支援

取組	内容	関係課
地域ケア会議	地域の高齢者へ個別支援の充実をはかり、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	地域包括支援センター
総合相談	地域包括支援センター、社会福祉協議会、町内の居宅支援事業3か所にて、介護や高齢者の総合相談を実施し、当事者やご家族からのあらゆる相談を受け、不安や悩みの解消に努めます。	地域包括支援センター
認知症総合支援事業	認知症カフェ等で、認知症を抱える家族からの相談や家族同士の交流の場を設け、孤立しない環境を整えます。	地域包括支援センター
地区健康相談・健康教室	希望地区等に出向き、健康に関する個別相談や自殺対策に関する講座を開き正しい知識の普及に努めます。	健康増進課

2) 重点施策

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」等の自殺統計及び「地域自殺実態プロフィール」における推奨パッケージをもとに、【子ども・若者】・【無職者・失業者・生活困窮者】を対象に以下の施策を行います。

1. 子ども・若者への支援

取組	内容	関係課
母子健康手帳交付	母子保健法に基づき、妊娠中や産後の母親の健康を守り、また子どもの健康と健全な発育を守るために交付します。妊娠届を出したすべての方へアンケートを実施し、特定妊婦を把握し切れ目のない支援を行います。	健康増進課
※新 家庭訪問	子育てに不安を感じる方や乳幼児健診未受診者等に対し、家庭訪問を行い、生活状況を把握するとともに、必要に応じて他機関と連携を行います。	健康増進課
※新 子育て世代包括支援センターによる相談の実施	妊産婦及び乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に応じます。また、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行い、対象者には、支援台帳、支援プランの策定を行い、切れ目のない支援を提供します。	健康増進課
母子保健事業	就学前までの児及び保護者に対し、各種相談、健診時に対面し、切れ目のない支援を行います。	健康増進課
3歳児等心理相談事業	1歳半健診、3歳児健診時に公認臨床心理士による相談・指導を実施し、精神発達障害児等の早期発見及び療育につなげます。	健康増進課
※新 就学相談会	未就学児（年中・年長児）及び児童生徒の保護者を対象に、相談会を実施し、児童生徒の就学について悩みのある保護者に、幅広い教育に見解をもった教職員と面談を行い、児童生徒の学びやすい教育環境実現のための相談会を実施します。	学校教育課
子育て相互支援事業	協力会員と支援会員との交流において、相談等支援により子育ての不安や悩みを相談できる居場所の提供を行います。	町民福祉課
障害児通所支援給付	障害のある児童や障害の傾向のある児童に対して、必要な療育サービスを支給します。	町民福祉課

取組	内容	関係課
教育相談連絡協議会	行政、小学校・中学校・高校で適宜情報を共有し連携します。不登校の子どもは当人自身のみならず、その家庭も様々な問題を抱えている可能性もあることから、学校、行政関係者が、児童生徒の家庭の状況にも配慮し、スクールカウンセラーや専門相談員と連携して問題解決へとつなげていきます。	学校教育課
保育園等・学校・家庭・地域社会の連携支援	学校、家庭・地域社会が連携することで子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを図ります。また、家庭や地域の教育力向上に向けた取組みを推進します。	町民福祉課 学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業・スクールカウンセラー配置事業・心の教室相談員配置事業	学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応につなげ、必要時には他の関係機関とも連携していきます。	学校教育課
成人式での啓発	毎年、成人を迎える若者に対して相談窓口の啓発資材（電話・チャット・LINE）を配付します。	健康増進課
※新心のテレホン・いじめホットライン	県教育委員会が実施している、児童生徒とその保護者を対象とした悩み電話相談を利活用する。	学校教育課

2. 無職者・失業者・生活困窮者支援

取組	内容	関係課
家庭訪問	生活困窮者やひきこもりの相談に対し、家庭訪問を実施し、必要に応じて生活自立支援センターや社会福祉協議会、福祉部門と連携していきます。	町民福祉課 健康増進課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況そのほかの状況に応じて、包括的かつ慎重に行っていきます。	町民福祉課
精神保健福祉相談 【再掲】	気分が落ち込む、眠れない、不安が強い、引きこもりなどで悩まれる方やうつ病や精神疾患の当事者、家族、支援者等から日常生活における悩みや心配ごとに関する相談を精神科医が受けます。（月1回 要予約） また、随時保健師による個別相談を受け付け、必要に応じて他機関へ連携するなど支援を行います。	健康増進課
無料法律相談（弁護士）【再掲】	権利・相続・親権・DV など住民の法律に関わる心配事に弁護士が対応し解決へ導きます。（毎月）	総務課

取組	内容	関係課
障害者等総合相談窓口【再掲】	障害のある方やその家族等が生活をしていく上での困りごと等について相談を受けます。必要に応じ、庁内や外部の医療・保健・福祉・教育・就労などの関係機関と連携しながら、サポートを行います。ヘルパーの手配や施設等への入所、訓練や就労に関する相談も受けます。	町民福祉課
生活福祉資金貸付制度	社会福祉協議会が事業主体として、低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指します。	町民福祉課
生活自立支援センター就労準備支援事業	生活保護受給者及び生活困窮者に対して、労働意欲の喚起や就労に向けて日常生活習慣の改善や対人スキルトレーニングなど計画的に一貫して行います。	町民福祉課

対策の評価

本計画に基づく施策の実施状況や目標達成状況、その効果等を取り組み指標を用いて把握します。

取組の項目	評価項目	2018年	2022年	2028年度までの目標値
(1) 地域や役場組織内におけるネットワークの強化	健康づくり推進協議会の開催	1回以上/年	1回/年	1回以上/年
	精神保健福祉相談事業の開催	4～8回/年	8回/年	10回/年
	3歳児等心理相談事業の開催	4回以上/年	8回/年	8回/年
(2) 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座の開催	5回以上/年	実施なし	5回以上/年
	認知症サポーター数	150人	187人	300人/年
(3) 町民への啓発と知識の共有	青少年育成町民大会の開催	毎年開催	開催	毎年開催
(4) 生きることの促進要因への支援	一般介護予防事業	毎月又は毎週	毎月又は毎週	現状維持
(5) 若者への支援の強化	成人式での啓発	毎回	開催	毎回
	教育相談連絡協議会の開催	1回/年	2回/年	2回/年
(6) 高齢者への支援の強化	地域ケア会議の開催	各6回/年	各6回/年	各6回以上/年
	認知症カフェの開催	—	2回/月 3ヶ所	2回/月 4ヶ所

【参考資料】

- ・自殺対策基本法（平成 18 年策定）
- ・自殺総合対策大綱（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）
- ・地域自殺実態プロフィール 2022【佐賀県太良町】（JSCP2022）
- ・地域における相談窓口 下記

内容	相談窓口名	相談先	電話番号	日時等
こころの相談	太良町精神保健福祉相談	太良町役場 健康増進課	0954-67-0753	毎月第 1 火曜日午後 予約制
	こころの相談	杵藤保健福祉事務所	0954-22-2105	毎週水曜午後 予約制
	心のテレホン相談	県教育委員会	0952-30-4989	365 日 24 時間対応 (対象：児童及び保護者)
	佐賀いのちの電話		0952-34-4343	毎日 24 時間
	佐賀こころの電話		0952-73-5556	平日 9 時～16 時
	佐賀県自殺予防夜間電話相談		0120-400-337	毎日 23 時～5 時
子ども／子育ての悩み相談	子育て世代包括支援センター	太良町役場 健康増進課	0954-67-0753	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
	いじめホットライン	県教育委員会	0952-27-0051	365 日 24 時間対応 (対象：児童及び保護者)
	チャイルドライン	NPO 法人チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日 (年末年始 12/29～1/3 除く) 午後 4 時～午後 9 時 ※18 歳までの子どもがかかる電話
	佐賀県中央児童相談所		0952-26-1212	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
労働・債務・家庭・介護	佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」		0954-27-7270	平日 11 時～18 時 (祝日・年末年始を除く)
	佐賀県消費生活センター		0952-24-0999	毎日 9 時～17 時
	アバンセ女性総合相談		0952-26-0018	火～土：9 時～21 時 日・祝：9 時～16 時 30 分
	介護に関する相談	地域包括支援センター	0954-67-0496	平日 8 時 30 分～17 時 15 分

これまでの経過

年月日	項目
2006年(平成18年)	自殺対策基本法施行
2007年(平成19年)	自殺総合対策大綱閣議決定
2008年(平成20年)	佐賀県自殺対策基本計画策定
2016年(平成28年)	自殺対策基本法改正
2018年(平成30年)	佐賀県自殺対策基本計画見直し
2018年(平成30年)	太良町いのちを守る自殺対策行動計画策定
2022年(令和4年)	自殺総合対策大綱見直し
	佐賀県自殺対策基本計画中間見直し
2023年(令和5年)	太良町いのちを守る自殺対策行動計画中間見直し

太良町いのちを守る自殺対策行動計画

計画策定　：平成30年3月

計画見直し：令和　6年3月

作成元：太良町役場　健康増進課

〒849-1698　佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

電話：0954-67-0753　FAX：0954-67-2103